

特別区制度(特別区設置協定書)の概要

特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数

- 現在の大阪市域に、新たに4つの特別区を設置します。
- それぞれの区の名称と区域、本庁舎の位置、議員定数等は3ページのとおりです。

地域自治区・区役所・地域協議会



- 現在の24区単位で地域自治区を設置し、地域コミュニティを維持します。
- 現在の区役所(地域自治区の事務所)で、窓口サービス、保健福祉センターの事務、地域活動支援などを引き続き実施します。
- 区役所は現在の名称のままとします。
- 地域住民の意見を区政に反映するため、各地域自治区に地域協議会を設置します。

町の名称

- 現在の行政区名を、新たに設置する特別区の名称と現在の町名の間に入挿することを原則とし、住民の意見を踏まえて定めます。

	市区名	行政区名	町名	街区符号	住居番号
変更前	大阪市	□□区	○○町×丁目	×番	×号
変更後	△△区	-	□□○○町×丁目	×番	×号

次の場合は、現在の行政区名を挿入しません。
例外1: 特別区名と同一となる、または方位と混同されやすい行政区
例外2: 行政区名と町名が連続、または漢字表記が連続する場合

特別区と大阪府の事務の分担



- 特別区と大阪府で役割分担を徹底します。

特別区

特別区は基礎自治体として、住民に身近な事務を行います。

◆特別区の主な事務
戸籍、保育、子育て支援、児童相談所、生活保護、保健所、地域のまちづくり、地域の企業支援、防災、小中学校 など

公平性や効率性、専門性が特に必要な事務は、一部事務組合などにより、特別区が共同して行います。
◎一部事務組合の主な事務
介護保険、システム管理、施設管理、財産管理 など

大阪府

大阪府は、特別区を包括する広域自治体として、大阪全体の成長、都市の発展及び安全・安心に関わる事務などを行います。

◆大阪府の主な事務
成長戦略、観光、港湾、広域的なまちづくり・インフラ整備、病院、大学 など

- これまで蓄積してきた行政のノウハウ及び高度できめ細かな住民サービスの水準を低下させないよう、適正に事務を引き継ぎます。
- 特別区の設置の際は、大阪府が実施してきた特色ある住民サービスは維持し、特別区設置後も内容や水準を維持するよう努めます。

税源の配分・財政の調整

- 個人市民税、市たばこ税、軽自動車税などは特別区の税とします。法人市民税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税、事業所税を大阪府の税とします。
- 現在の住民サービスを適切に提供できるよう、特別区と大阪府の事務分担に応じて財源を配分します。
・特別区の設置から10年間は、特別区に対して追加的な財源(各年度20億円)を配分します。
- 各特別区には、各区の収入に大きな差が出ないように調整して、財源を配分します。
- 大阪府において特別会計(専用の会計)を設置するなど、財政調整制度の透明性を確保します。



大阪市の財産・債務の取扱い

- 特別区や大阪府が、現在の住民サービスを適切に提供できるよう、事務分担などを踏まえて、財産・債務を承継します。
- 株式、基金などの財産は、特別区への承継を基本とし、大阪府が処理する事務に密接不可分なものに限って大阪府が承継します。
- 発行済みの大阪市債は、大阪府に一元化して承継し、償還することを基本とします。



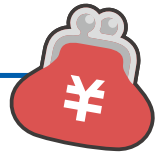
職員の移管(特別区・大阪府への職員配置)

- 特別区と大阪府の事務分担に応じて必要な職員を配置します。
- 特別区** 近隣中核市6市を参考に、中核市権限を上回る事務や大阪市の特性(生活保護受給世帯数が多いことなど)を反映した、地域ニーズに応じた身近なサービスを提供できる体制
- 大阪府** 大阪の成長、安全・安心の確保をめざし、一元化する広域機能を最大限発揮できる体制

大阪府・特別区協議会(仮称)

- 特別区と大阪府、特別区相互の間の連絡調整を図るために設置します。
・合意による運営を基本としますが、協議が不調となった場合には、第三者機関(学識経験者、弁護士など)が調停を行う仕組みを整えます。

特別区設置に伴うコスト



- 特別区庁舎は既存庁舎を活用するなど、設置に伴うコストをできる限り抑えています。
・既存庁舎を活用してもなお執務室の不足が生じる淀川区及び天王寺区は、現大阪市本庁舎(中之島庁舎)を活用します。

(億円)

コストの試算	特別区+大阪府	うち特別区
イニシャルコスト(システム改修・庁舎整備等)	241	204
ランニングコスト(システム運用・庁舎管理等)	30	14

※一定の条件を設定して試算したものであり、社会経済情勢により変動する可能性があります。

特別区の設置の日

- 2025年(令和7年)1月1日

<特別区の財政シミュレーション>

- 特別区を設置した場合に、4つの特別区の財政運営が将来的に成り立つのかを検証するため、一定の前提条件を置いて推計しました。
- 推計した結果では、全特別区において収支不足は発生していませんので、特別区の財政運営は可能です。

※新型コロナウイルス感染症による今後の財政的な影響
今後の財政的な影響について、現時点では適切な試算が困難ですが、全国の地方自治体共通の課題であることから、地方交付税など国からの相応の財源措置が想定されます。